

意見募集案件	(仮称)子ども第三の居場所条例の制定について
担当課	子育て支援部子ども家庭課 電話 011-372-3311 内 2218

意見募集期間	令和4年10月15日(土)から令和4年11月14日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(子ども家庭課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館(本館)、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島10月15日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	子育て支援部子ども家庭課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-398-4306 電子メールアドレス: kodomo@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて令和4年11月下旬頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 西の里地区に新たに整備する(仮称)子ども第三の居場所の利用方法等について定めるものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添「(仮称)子ども第三の居場所条例の制定について」のとおり (3) その案の根拠となる法令等 児童福祉法(令和6年4月1日改正後) (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 特になし
対象となる政策等 の原案	別添「(仮称)子ども第三の居場所条例の制定について」及び「子ども第三の居場所整備事業について」のとおり
その他	